## 主要国の消費者物価指数の概要

2018年12月現在

	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	中 国	韓国
作成機関	総務省統計局	労働統計局	統計局	国家統計局	連邦統計局	国立統計経済研究所	国家統計局	国家統計局	統計庁
対象範囲	・全国の全世帯 (単身世帯を除 く。) <sup>注1</sup>	・都市の全世帯	・全国の全世帯	・全国の全世帯	・全国の全世帯	・全国の全世帯	・全国の全世帯	・全国の全世帯	・全国の消費者世帯 (農林漁家世帯を 除く。)
指数算式	・ラスパイレス	・ラスパイレス	・ラスパイレス	<ul><li>・ラスパイレス (連鎖基準方式)</li></ul>	・ラスパイレス	・ラスパイレス (連鎖基準方式)	・ラスパイレス (連鎖基準方式)	・ラスパイレス (連鎖基準方式) <sup>注10</sup>	・ラスパイレス
指数の基準時	· 2015年=100	· 1982~84年=100	· 2002年=100	· 2015年=100	· 2010年=100	· 2015年=100	· 2015年=100	・前年=100	· 2015年=100
ウエイトの 算定	・2015年の家計調査 (生鮮食品の品目 別ウエイトは'14, '15年の月別購入 数量を用いた月別 ウエイト) ・5年ごとに改定	・2015〜16年の2年 間の消費者支出調 査の平均 ・2年ごとに改定	・2015年の家計支出 調査 ・2年ごとに改定	・前々年の国民経済 計算の家計最終消 費支出等 ・毎年改定	・2010年の家計支出 調査等 ・5年ごとに改定	・前々年の国民経済 計算の家計最終消 費支出 ・毎年改定	・前々年の国民経済 計算の家計最終消費支出等 ・毎年改定	・2015年の家計支出 調査等 ・5年ごとに改定	<ul> <li>・2015年の家計調査 の消費支出</li> <li>・2~3年ごとに改 定<sup>注11</sup></li> </ul>
指数品目数	・585品目 <sup>注2</sup>	・211品目 <sup>注3</sup>	・約700品目	・約700品目	・約600品目	・410品目 <sup>注7</sup>	・405品目 <sup>注9</sup>	・約600品目	・460品目
価格調査	・167市町村 ・約29,000店舗 ・毎月調査 (生鮮商品のうち 日々の価格変動の 大きいものは月3 回調査)	• 75地域 • 約23,000店舗 • 毎月調査	・110都市 <sup>注4</sup> ・約5,400店舗 ・毎月調査	・約140地域 ・約20,000店舗 ・毎月調査	・94地域 ・約30,000店舗 ・毎月調査	・99地域 ・約30,000店舗 <sup>注8</sup> ・毎月調査	・79都市 ・約42,000店舗 ・毎月調査 (一部の品目につ いては月に2回調 査)	<ul> <li>約500都市</li> <li>約88,000店舗</li> <li>月2回調査</li> <li>(生鮮商品は月6回調査,一部の品目は月1回調査)</li> </ul>	・38都市 ・約25,000店舗 ・毎月調査 (農水畜産物等は 月3回調査)
持家の住宅費用の取扱い	・帰属家賃を算出	・帰属家賃を算出	・ユーザーコスト方式 維持費,固定資産 税,保険料,住宅 ローン金利,取替 費用など)により 算出	・対象外。ただし, 帰属家賃などを含 む指数を別途算出	・帰属家賃を含む指 数を算出	・対象外。ただし, 帰属家賃を含む指 数を別途算出	・対象外	・帰属家賃を算出	・対象外。ただし, 帰属家賃を含む指 数を別途算出
その他の公表資料	・参考系列として, 連鎖基準方式のラ スパイレス指数	<ul><li>連鎖基準方式の指数(C-CPI- U)</li></ul>		・ C P I H <sup>注5</sup> ・ R P I <sup>注6</sup>	·HICP	·HICP	·HICP		・参考系列として, 連鎖基準方式のラ スパイレス指数

資料:各国の概要は主に各国の作成機関ホームページ,担当者からの聞き取り,IMFのDissemination Standards Bulletin Board (http://dsbb.imf.org/Pages/SDDS/CountryList.aspx)による。

- 注1: 単身世帯を含めた総世帯指数を併せて公表
- 注2:沖縄県のみで調査している4品目を含む。
- 注3: "item strata"の数
- 注4:2017年12月現在
- 注5: CPIに持家の帰属家賃及び固定資産税 (Council Tax) を含めた指数
- 注 6:RPI (小売物価指数) はCPI導入 (1997年に公表開始) 以前から作成されているが、HICP (EU統一基準のCPI) には準拠していない。なお、イギリスにおいてはCPIとHICPが一致している。 注 7: "sub-groups"の数
- 注8:2017年12月現在
- 注9: "product aggregates"の数
- 注10: ウエイトは5年間固定し価格のみ毎年連鎖する方式を採用
- 注11: ウエイトとして西暦の末尾が0,2,5,7の年の家計調査の消費支出を使用